

部
外
秘

8B-2
年少労働調査資料 第37集

製造業の小規模事業場実態調査

昭和30年6月

労働省婦人少年局

中華民國二十六年七月

查國憲法草案之特點

民國二十六年七月

國民政府秘書處

製造業の小規模事業場実態調査

目 次

一	調査の目的	1
二	調査の対象	1
ノ	産業	1
ス	事業場および労働者数	1
三	調査時期	1
四	調査結果	2
	Ⅰ 要 約	2
ノ	耳令証明書	2
ス	労務契約	2
シ	労務条件	2
セ	労務状況	3
エ	教育状況	3
	Ⅱ 事業場調査	3
ノ	事業場数及び労働者数	3
ス	耳令証明書	4
シ	労務条件	5
	(1) 賃金	5
	(2) 居室の状況	7
セ	保険の加入状況	7
	Ⅲ 個人調査	8
ノ	年少労働者数	8
ス	雇用経路	9
シ	労務契約	10
セ	労務条件	11
	(1) 労働時間	11
	(2) 休憩時間	12
	(3) 休日および耳次有給休暇	13

(4) 資金	13
(5) その他	16
5 労働状況	17
(1) 経験年数	17
(2) 販種および作業内容	18
(3) 作業環境	19
(4) 業務外の仕事について	20
(5) その他	21
6 教育状況	22
(1) 学歴	22
(2) 通学状況	22
7 年少労働者の意見	24
五 調査表	26
事業場調査統計表	4
オノ表 産業別、(中分類)都府県別、事業場数及び年少労働者数	4
オス表 年令証明書提出の有無	4
オ3表 資金構成	5
オ4表 資金額決定の基準	5
オ5表 資金形態	6
オ6表 産業別都府県別一ヶ月の現金給付総額	6
オ7表 給付からの控除事項	7
オ8表 居室の状況	7
オ9表 一人当りの量数	7
オ10表 保険の加入状況	8
オ11表 保険に加入しない理由	8
個人調査統計表	8
ヤノ表 産業別、年令別、調査対象年少労働者数	9
ヤス表 住込の状況	9
ヤ3表 雇用経路	9
ヤ4表 就労経験の有無	9
ヤ5表 解雇及び退職理由(就労経験者)	10
ヤ6表 労働契約の形式	10
ヤ7表 労働契約の締結について	10
ヤ8表 本人以外のものが契約をした場合の同意の有無	10

オ9表	労務契約の内容（契約締結者について）	10
オ10表	労務時間の規定の有無	11
オ11表	所定労務時間	11
オ12表	実労務時間（調査前日）	11
オ13表	実労務時間について	12
オ14表	所定休憩時間の有無及び状況	12
オ15表	休憩時間の利用状況（決められている場合）	12
オ16表	所定休日の有無	13
オ17表	年次有給休暇の有無	13
オ18表	年次有給休暇利用状況	13
オ19表	賃金の支払日	14
オ20表	賃金の支払額	14
オ21表	平均賃金（総額）	14
オ22表	賃金からの控除額内訳（平均額）	15
オ23表	実際に受取る賃金（分布・平均）- 往込 + 通勤	15
オ24表	“ ” “ ” - 往込	15
オ25表	“ ” “ ” - 通勤	16
オ26表	勤怠記録状況（過去一年間）	16
オ27表	食事の待遇	17
オ28表	医薬費の負担	17
オ29表	通勤手数	17
オ30表	産業別の雇数	18
オ31表	産業の内容	19
オ32表	仕事の指導	19
オ33表	就業環境	20
オ34表	業外の仕事の有無	20
オ35表	業外の仕事の内容	21
オ36表	起床時刻	21
オ37表	就寝時刻	22
オ38表	学歴別 年少労働者数	22
オ39表	通学状況	23
オ40表	学歴の種類別の通学状況（通学者）	23
オ41表	通学希望の有無（非通学者）	24
オ42表	仕事に対する感想	24

表43	使用者に対する希望	25
表44	継続勤務の希望	25

製造業の小規模事業場実態調査

一 調査の目的

小規模事業場で働く年少者の実態については、こきに商店を主とした調査を行つたが、こゝでは製造業の小規模事業場で働く年少者の労働状況、労働条件、労働環境等を明らかにして、前の調査結果と併せて小規模事業場で働く年少者保護の基礎資料とする。

二 調査の対象

1 産業

食販工業

機械器具工業

紡織業

製材及び木製品工業

2 事業場および労働者数

製造業の小規模事業場数、年少労働者数の多い香川県、徳島県、大分府の三地域にあつて、前記の4産業に属する従業員数5人以下の事業場の中から、各産業5事業場づつを任意抽出して調査対象事業場とし、こゝで働いている年少者を個人調査の対象とした。調査対象事業場数及び年少労働者数は次のとおりである。

産 業	事 業 場 数	年 少 労 働 者 数
合 計	59	29
食 販 工 業	15	21
機 械 器 具 工 業	15	21
紡 織 業	14	19
製材及び木製品工業	15	18

三 調査時期

昭和30年3月中旬

四 調査結果

I 要 約

1 耳介証明書

耳介証明書は「知らない」「必要ないと思つた」等の理由で備えつけていない事業場が全体の70%を占めている。

2 労働契約

労働契約は殆んど口頭で行われ、年少労働者自身が契約の当事者である場合は約30%にすぎなく、労働契約について何も知らない者が40%近くみられた。

3 労働条件

29人の年少労働者の約80%は労働時間の規定のある事業場で働いていて、1日の労働時間9～10時間の者が40%、更に長時間働く者が約40%みられた。小規模の商店を主とした調査では、12時間以上働く者が60%強であつたのでこの場合に比べれば労働時間は短い。基準法の規定よりは相当と題している。

休憩時間については、規定のある事業場で働いている年少者が大部分で、商店の18%と比べると製造業と商店の相違が明らかである。

休日についても規定のある事業場が多いが、基準法に定められている週一回の休日を与えられている年少労働者は50%余りで、商店の場合は更にこの比率が低い。

また有給休暇があると答えた年少労働者は30%余りで、商店の場合より比率は高いが、その休暇が自由にとれなかつたり、日数が規定以下であつたりして、基準法の年次有給休暇に該当するものは僅かであつた。

次に賃金についてみると調査事業場における賃金構成は、「基本賃金のみ」、「基本賃金と諸国外手当」の事業場が多く40%前後を占めている。住込の年少労働者が実際に受取る賃金は食費（平均3000円）を除いているので5400円、遣物の場合は6400円である。この他、半数近い年少労働者が年間平均3700円位の衣類その他の物品の支給を受けている。年少労働者の希望意見によると、給料を上げてほしいと云うものが最も多く、その他の意見も労働条件に関するものが多かった。

尚、住込の年少労働者は事業主の住居内に居住するものが多く、食事の待遇も事業主の家族と同じであつた。

4. 労働状況

クワ人の年少労働者のうち住込みは56人、クワ多。通勤は23人、スナノ多。勤続年数はノルス等の者が多く、商店の場合より長くなっている。

就業の環境は、「狭い」、「ぞおぞおしい」、「ほこり、灰、ガスがひどい」等の建前、設備の不備に因するものが多く、小規模事業場の実状を示している。

仕事の内容は「軽い普通の仕事」と云う回答が多かつたが、「力のいる仕事」「重い仕事」と云う答もみられた。

年少労働者が、狭走り、掃除等の業務以外の仕事に使用されている比率は女子の方が高いが、男又とも相当数みられた。

なお、年少労働者の起床、就業時刻は比較的正常で、商店の場合のような早朝、深夜になることはなかつた。

このような状態で働いている年少労働者は、仕事については「早く一人前の職工になりたい」と云う希望の者が多く、将来も現在の職場で働くことを望む者が多かつた。

5. 教育状況

年少労働者の学歴は、中学校卒業、中退の者が大多数で、現在定時制高校、各種学校等に通学している者は僅かノル多であつた。通学していない者の中多くの者は通学したいと希望しているが「寂れる」「時間がない」等の理由で、通学出来ないでいる。

6. 保険の加入状況

雇用労働者数5人以下の事業場を対象としたため、労災保険、失業保険、健康保険の強制適用事業場でない事業場が多く従つて、労災保険22.6%、失業保険13.6%、健康保険33.9%という低い加入率である。そこで実際に年少労働者が災害をうけたり、疾病にかかつたり、失業したときの負担が年少労働者にかかる場合が多いように思われる。

以上を通じて考えられることは、小規模事業場では雇用者と年少労働者が家族的な労働関係をもっていること、労働条件、労働環境は悪いが商店と製造業とを比べると相当の差がみられ、商店の方が条件が悪いことである。

Ⅱ 事業場調査

1. 事業場数及び労働者数

調査事業場数は59で産業別ではそれぞれノミ事業場であるが、紡織業は調査不能の為、一ツ所少くなっている。これらの事業場の總勞働者数は241人で、年少者はそのうち91人(37.8%)で、金属工業では59人中26人(44.1%)、機械器具工業44人中22人(50.0%)、紡織業61人中22人(36.1%)、製材及び木製品工業57人中21人(36.8%)である。年少勞働者の性別にみると、男子が87.9%で、ほとんどを占め、女子は僅かに12.1%であつて女子の大半は紡織業(81.8%)に集中してゐる。

表ノ1 産業別(中分類)郡府県別事業場数及び年少勞働者数

区 分	事業場数	年 少 者 数				(B) (A)
		(A) 總勞働者	(B) 計	男	女	
合 計	59	241	100.0%	87.9	12.1	37.8%
金属工業	小計	59	26	26	1	43.5%
	小東	5	23	10	10	52.9%
	大東	5	17	11	11	28.4%
	京阪和	5	17	5	5	34.4%
機械器具工業	小計	44	22	21	1	50.0%
	小東	5	21	5	5	45.5%
	大東	5	22	10	7	33.3%
	京阪和	5	21	2	2	36.1%
紡織業	小計	61	22	13	9	36.1%
	小東	4	18	6	4	33.3%
	大東	5	23	11	5	42.8%
	京阪和	5	20	5	3	25.0%
製材及び木製品工業	小計	57	21	20	1	36.8%
	小東	5	19	6	6	31.6%
	大東	5	17	9	8	52.9%
	京阪和	5	21	6	6	28.6%

2 互令証明書

互令証明書の備付けてある事業場は、59事業場中ノ8事業場(30.5%)であり、半数以上の40事業場(67.8%)は、備付けていない。その理由をみると「知らなかつた」という答が最も多く22事業場で、次は「必要ないと思つた」10事業場となつてゐる。

表ノ2 互令証明書備付の料無

区 分	計	あ り	な し				無記入
			小 計	知らなかつた	必要ないと思つた	その他	
	100.0%	30.5	67.8				1.7
件 数	59	18	40	22	10	1	1

3 労働条件

(1) 賃 金

(i) 賃金構成と決定基準

賃金構成は「基本賃金のみ」が40.7%「基本賃金と時間外手当」の組合が35.0%でこの二種類の構成が全体の80%を占めている。産業別にみると大差はみられないが、機械器具工業においてはその半数以上(60%)が「基本賃金と時間外手当」で製材及び木製品工業では「基本賃金のみ」が60%を占めており、またこの産業では歳手当を出している産業等は皆無である。

以上の賃金構成に基づいて賃金決定基準をみると、先づ基本賃金の主な基準は「能力」の48.6%「年令」の37.9%であり、時間外手当は基準法通りというものが最も多く67.5%を占めている。歳手当では家族手当の25%又は通勤手当、通勤手当それぞれ16.7%となっている。

表3 賃金構成

産 業	合 計	基 本 賃 金 の み	基 本 賃 金 と 時 間 外 手 当	基 本 賃 金 と 時 間 外 手 当 の 合 計	基 本 賃 金 と 時 間 外 手 当 の 合 計	そ の 他	未 記 入
合 計	100.0	40.7	35.0	75.7	75.7	1.7	3.3
金 属 工 業	5.2	2.4	2.3	4.7	4.7	1	2
機 械 器 具 工 業	1.5	5	2	7	7	1	
製 材 及 び 木 製 品 工 業	1.5	2	2	4	4	1	
紡 織 業	1.5	8	2	10	10	1	2
食 料 及 び 飲 料 工 業	1.5	2	5	7	7	1	

表4 賃金決定の基準(件数)

産 業	合 計	基 本 賃 金										時 間 外 手 当										第 三 手 当				合 計	
		小 時 賃 金	日 給	月 給	年 給	小 時 賃 金	日 給	月 給	年 給	小 時 賃 金	日 給	月 給	年 給	小 時 賃 金	日 給	月 給	年 給	小 時 賃 金	日 給	月 給	年 給						
合 計	100	12	57	10	85	100	69	58	38	27	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
金 属 工 業	24	15	6	6	3	2	3																				1
機 械 器 具 工 業	3.2	2.5	2	1.2	1.2	1.2	1.2																				2
製 材 及 び 木 製 品 工 業	2.5	1.2	1	1	1	1	1																				1
紡 織 業	2.1	1.6	5	1	2	5	8																				

(ii) 賃金形態

合計では大半が月給制と日給制でそれぞれ40.7%を占めているが機械器具工業には月給制は全くみられず75.3%というものは日給制となっている。又これと逆に紡織業と製材及び木製品工業にお

いては、月給制がそれぞれ60%ほどを占めている。

オ5表 賃金形態

産業区分	計	月給制	日給制	月給兼日給	その他
合 計	100.0%	40.7	40.7	8.5	10.1
金属工業	5.9	24	24	5	6
機械器具工業	1.5	6	8		1
紡織業	1.5		11	3	1
製材及び木製品工業	1.4	9	4	1	
	1.5	9	1	1	4

(ハ) 一ヶ月の現金給与総額

労働者総数の一人平均給与総額をみると、8,326円であり、年少者は4,600円で65.6%になっている。

三都府県のうち平均給与総額が一番高いのは愛知県のみ8,151円であるが、年少者の平均給与総額は、最も低く5,026円で総額の57.0%に当たっている。

産業別では、機械器具工業の平均給与総額10,374円が一番高く、従つて年少者の平均給与総額も、他産業より高く6,180円になっている。最も低いのは、紡織業で6,230円であるが、年少者の平均給与総額は最も低い製材及び木製品工業の4,490円とくらべると比較的高く5,714円である。即ち紡織業においては、他産業より年少労働者の平均給与が高いという事がわかる。

オ6表 産業別都府県別一ヶ月の現金給与総額

都府県	産業	(A) 労働者総数				(B) 現金給与総額				一人平均給与総額			
		総数	計	男	女	総額	計	男	女	総額	計	男	女
愛知	東京	28	27	25	2	653,280	151,100	146,600	14,500	8,381	5,207	5,662	6,260
	大阪	11	8	4	4	131,321	22,621	12,950	42,161	2,592	544	544	6,023
	愛知	29	23	21	2	676,390	115,541	105,661	9,770	8,915	5,036	5,031	4,965
	小計	68	58	50	8	1,460,991	299,242	265,110	34,131	8,376	5,440	5,403	5,922
東京	東京	23	10	10		223,000	59,000	59,000	-	9,723	5,900	5,900	-
	大阪	19	13	11		112,225	53,225	53,225	-	6,516	5,320	5,320	-
	愛知	12	6	5		121,020	25,335	25,335	-	7,182	5,067	5,067	-
	小計	54	29	26		456,245	137,550	137,550	-	8,055	5,505	5,505	-
大阪	東京	21	5	5		196,000	20,300	20,300	-	9,333	4,060	4,060	-
	大阪	22	10	9	1	215,110	59,820	59,820	5,000	9,198	5,927	6,077	5,000
	愛知	21	7	7		252,400	43,596	43,596	-	12,071	6,208	6,208	-
	小計	64	22	21	1	663,510	139,616	129,616	5,000	10,371	6,090	6,132	5,000
紡織業	東京	15	6	4	2	106,000	25,500	23,000	12,500	7,067	5,117	5,252	6,750
	大阪	23	11	6	5	121,046	69,546	39,385	21,161	8,306	6,322	6,322	6,222
	愛知	20	5	3	2	93,329	20,660	10,730	9,730	4,666	3,577	3,577	4,965
	小計	58	22	13	9	320,375	115,106	73,115	43,591	6,221	5,115	5,115	5,755
製材	東京	19	6	6		123,250	29,300	29,300	-	6,513	4,883	4,883	-
	大阪	12	4	3	1	107,820	39,020	33,000	6,000	6,318	4,333	4,333	6,000
	愛知	21	6	6		229,000	26,000	26,000	-	10,905	4,333	4,333	-
	小計	52	22	15	7	460,070	94,320	88,300	6,000	8,924	4,549	4,549	6,000

註 (1)は「賃」として支給の現金額の記入を以ての基準とし、平均給与額は、総額にそので算出した。

(二) 若手からの控除率

給与振替からの控除率は、個人調査で分るように住み込みの者が多いので、食費が一番多く、全事業場の中で64.4%、次いで税金(12.5%)、健康保険(27.1%)、失業保険(13.7%)等が主なものである。

オ7表 給与からの控除率

区分	控除率	税金	健康保険	失業保険	食費	厚生年金	労災保険	その他
計	数	26	16	8	38	5	5	5
件数	数	52.5	27.1	13.7	64.4	8.5	8.5	2.5

(三) 居室の状況

住み込んでいる者の居室の状況についての質問に、回答のあった49件のうち「独立の棟がある」のは僅かに4.1%で、機械器具工業と金属工業にみられる。一番多いのは「事業主の住居内に一定の部屋がある」場合で61.2%となり、金属工業製材及び木製品工業に多くみられる。以上の者の一人当りの平均畳数をみると、2.8畳であり、これは基準法で定められている1.5畳をはるかに上まわつた数であるが、実数でみた場合、1.5畳に満たないところが製材及び木製品工業に二ヶ所、金属工業に一ヶ所みられる。

オ8表 居室の状況

区分	計	独立の棟がある	事業主の住居内に一定の部屋がある	事業場内に一定の部屋がある	その他	未記入
合計	100.0%	4.1	61.2	24.5	8.2	2.0
機械器具工業	49	2	30	12	4	1
金属工業	12		7	1	1	1
製材工業	12	1	5	5	1	
木製品工業	11	1	5	3	2	
製材及び木製品工業	14		11	3		

オ9表 一人当りの畳数

区分	畳数 (A)	居住労働者数 (B)	一人当平均畳数 (A/B)
件数	468	(22) 165	2.8

注(1) 内同居している使用若又は家族の数(内数)

4 保険の加入状況

労災保険には約半数の57.6%の事業場が入っているが、失業保険と健康保険に入っていない事業場が大部分を占めている。

加入しない理由をみると、この調査は雇用労働者数5人以下の事業場を対象としたので「適用なし」というのが25%〜28%を占めており、その他は「特になし」「経済的事情、又手続困難のため」等が主な理由である。

オ10表 保険の加入状況

区分	労災保険			失業保険			健康保険		
	計	入っている	入っていない	計	入っている	入っていない	計	入っている	入っていない
件数	100.0%	526	474	100.0	13.6	86.4	100.0	33.9	66.1
		52	34	59	8	51	59	20	30

オ11表 保険に加入しない理由

区分	労災保険					失業保険					健康保険				
	小	必要	特になし	適用人数少ない	経済的事情又手続困難のため	小	必要	特になし	適用人数少ない	経済的事情又手続困難のため	小	必要	特になし	適用人数少ない	経済的事情又手続困難のため
計	計	し	し	し	し	計	し	し	し	し	計	し	し	し	し
	100.0%	16.0	28.0	28.0	28.0	100.0	15.7	31.4	22.5	25.4	100.0	15.4	28.2	25.6	28.8
	115	25	4	9	9	51	8	16	14	13	39	6	11	10	12

Ⅲ 個人調査

ノ 年少労働者数

個人調査の対象となつた年少労働者は78人で、男子69人、女子10人であつた。

産業別にみると金属工業 機械器具工業各々2人、紡織業1人、製材及び木製品工業1人であつて、紡織業を除いては女子の就業は1人乃至僅数であつた。

年令別では17才54.4%、16才4人8%で15才の者は少かつた。

往還と通勤に分けると、往還は56人 70.9%、通勤は23人 29.1%で、男子と女子と比べると、男子の方が僅かに往還の比率が高くなっている。前に行つた商店を主とした小規模事業場実態調査（年少労働調査資料オヨ4集）と比較すると、前の調査では全員往還であつたのでこの点で相違がみられる。

表ノ四 職業別、年令別調査対象年少労働者数

職業別	計			17才			16才			15才		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
合 計	100.0	52.9	47.1	52.4	37.6	14.8	41.8	29.4	12.4	3.8	3.8	3.8
農業・工業	2.1	2.1	2.1	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	2.2	2.2	2.2
機械器具工業	2.1	2.1	2.1	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
林業	1.9	1.9	1.9	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
林業及び水産品工業	1.8	1.8	1.8	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2

表ノ五 住込の状況

区 分	計			男			女		
	計	住込	かよひ	計	住込	かよひ	計	住込	かよひ
合 計	100.0	24.1	29.1	100.0	22.1	27.9	100.0	43.1	36.4
農業・工業	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	1.1	2.2	4.4
機械器具工業	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
林業	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	1.1	2.1	1.1
林業及び水産品工業	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.1	2.1	2.1

2 雇用経路

年少者の雇用の経路は、「知人に紹介された」場合が最も多く39.1%を占め、「学校から紹介された」が24.1%、「この事業主と親戚である」が8.9%等がこれにつき「安定所を通じた」、「自分でみつけた」等は各々10%以下である。

表ノ六 雇用経路

区 分	計	学校から紹介された	安定所を通じた	この事業主と親戚である	知人に紹介された	自分でみつけた	その他
件 数	100.0	24.1	8.9	12.9	39.1	6.3	8.9
	77	19	7	10	31	5	7

なお、29人の年少労働者の中、既に他の事業場に出社した経験のある者は15人、19.0%あつてこれらの年少者が前説を退いた主な理由は「仕事が好きでなかったから」、「賃金が安いから」、「やめさせられた」等である。

表ノ七 就労経験の有無

区 分	計	あ る	な い	無記入
件 数	100.0	19.0	29.9	1.3
	77	15	63	1

※5表 前払及び返託理由（労務担当者）

前払理由	区 分	計	資金が ないから	仕事が忙し いから	休みのついで から	そのほか	病気に なつたから	勤め先が ないから	その他
合 計		100.0%	12.3	28.7	6.7	12.3	-	2.7	38.3
		15	2	4	1	2	-	1	5
被 雇 工	2.0	1				1			
被 雇 工	6.7	1							1
被 雇 工	6.7	1	1						
パート・アルバイト	6.7	1			1				
パート・アルバイト	6.7	1				1			
被 雇 工	6.7	1		1					
被 雇 工	6.7	1							1
被 雇 工	12.3	2		1				1	
被 雇 工	12.3	2							2
パート・アルバイト	6.7	1	1						
パート・アルバイト	6.7	1			1				
被 雇 工	6.7	1							1
被 雇 工	6.7	1			1				

8 労務契約

労務契約は、72.5%の大多数の者が口頭で行っていて、契約の当事者が年少無資格の場合は3/9%家族の場合53.8%本人家族以外の者の場合1.5%であった。

本人以外の者が労務契約の当事者であった場合は、それについて「意見を求められ同意した」者が44.7%で、残りの者は意見を求められていなかった。

契約事項は、「割にきのなかつた」「不明」「無記入」の2/9%の者を除くと、資金に関するものが最も多く39.0%で、次は労務時間に関するもの28.5%となっている。

※6表 労務契約の方法

区 分	計	書 面	口 頭	その他	無記入
件 数	100.0%	8.0	72.5	-	1.5
	62	4	42	-	1

※7表 労務契約の締結について

区 分	計	締 結 者	内 容	その他	しない	しない	無記入
件 数	79	100.0%	31.3	53.8	1.5	13.4	
	69		21	36	1	9	3

※8表 本人以外のものが契約をした場合の同意の有無

区 分	計	意見を求められた	意見を求められなかった
件 数	100.0%	71.7	28.3
	46	33	13

※9表 労務契約の内容（契約締結者について）

区 分	計	契約の内容	無 明	無記入
件 数	79	100.0%	1.3	39.0
	72	1	39	28.5

4. 労働条件

(1) 労働時間

労働時間の規定のある事業場で働いている年少者は全体の83.5%で、商店を主とした調査の62.4%よりは上廻っている。

所定労働時間（労働協約、就業規則等で定められている労働時間をさすのではなく同業組合その他で定められている労働時間）は、9時間以上、10時間未満が最も多く52.6%で、次は10時間以上11時間未満の24.1%となっていて、商店を主とした調査よりは短い。相当の長時間労働であると思われる。又産業別にみても、同じような傾向がみられる。

実労働時間についても、ほとんど同じような数字がみられるが、この場合は更に長時間労働をする者の比率が高くなり、12時間以上働く者が12.6%を占めている。特に紡織業の年少労働者の実労働時間が長かった。

そしてこれらの労働時間については、大体75%ほどの者が毎日同じであると回答している。

第10表 労働時間の規定の有無

区 分	計	あ り	な し
件 数	100.0% 77	83.5 66	16.5 13

第11表 所定労働時間

業 種	計	8時間未満	8時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上 11時間未満	11時間以上 12時間未満	12時間以上
合 計	100.0% 66	-	10.7 7	52.6 38	24.1 16	-	26.5 5
金属工業	19		2	12	5		
機械器具工業	18		4	13	1		
紡 織 業	16			6	5		5
製材及び木材 加工工業	13		1	7	5		

第12表 実労働時間（調査前日）

業 種	計	8時間未満	8時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上 11時間未満	11時間以上 12時間未満	12時間以上
合 計	100.0% 88	1.3 1	16.5 13	48.5 32	18.0 15	10.1 8	12.6 13
金属工業	21		5	10	2	2	1
機械器具工業	21		6	10	2	1	2
紡 織 業	19	1	1	5	6	1	5
製材及び木材 加工工業	18		1	7	5	3	2

第13表

実労働時間について

区 分	計	取 引 日	時々ある	毎日大体同じである
件 数	100.0% 79	51 8	19.0 1.5	75.9 6.0

(2) 休憩時間

所定の休憩時間がある者は46.1%で、商店の調査の70.4%よりは条件が悪いが、残りの53.9%の者は仕事の都合等で随時休むと答えている。

製材及び木製品工業の場合は、専ら労働者の半に当たる者が、所定の休憩時間なしで働いている。

所定休憩時間は1時間～1時間30分である産業とも大きな相違はない。そして91.1%の者は休憩時間に休んでいるが7.4%の者は、仕事の都合、来る事により充分休めないと答えている。

第14表

区 分 産 業	計	あ り						な し			
		小 計	45分 未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	1.5時間以上 2時間未満	2時間 以上	小 計	自分の都合 で休むことに 付く	仕事の都合 で休むことに 付く	その他 (休日)
合 計	100.0% 79	86.1 68	3	5	54	4	2	13.9 11	5	5	-
金属工業	21	20	1		19			1		1	
機械器具工業	21	20			14	1		1			1
紡 織 業	19	16	2		12	1	1	3	2	1	
製材及び木 製品工業	18	12			9	2	1	6	3	3	

第15表

休憩時間の利用状況(決められている場合)

区 分 産 業	計	休める	休 め な い				異記入
			小 計	仕事の都合	その他	その他	
合 計	100.0% 68	91.1 62	7.4 5	2	1	1	6.5 1
金属工業	20	20					
機械器具工業	20	16	3	1	1	1	1
紡 織 業	16	15	1	1			
製材及び木 製品工業	12	11	1				

(3) 休日および年次有給休暇

規定の休日のある者は88.6%でその中61.9%が週に1回の休日を与えられているが、残りの者については月二回の休日が多い。又10.1%の者は全無休日を与えられていない。前の商店を主とした調査では95.9%が規定の休日をもっているが、その中74.5%が月二回しか休日がないので、休日のある者については製造業の場合の方が条件がよいものとと思われる。年次有給休暇のある者は24人、30.9%にすぎず、「好きなしきにとれる」者はその中7人で、休暇の日数も6日未満5人、不明1人で、6日以上休める者は1人しかみられなかった。

オノ6表 所定休日の有無

区 分	計	あり										なし	無記入
		小 計	あ り					月					
		計	1回	2回	計	1回	2回	3回	4回				
件 数	100.0 79	88.6 70	38	38	—	32	—	27	—	5	10.1 8	1.3 1	

オノ7表 年次有給休暇の有無

区 分	合 計	な い	あ る								知らない
			小 計	5日	6日	7日	8日	9日	10日	不明	
件 数	100.0 79	69.1 53	29.4 24	5	-	2	2	-	7	8	2.5 2

第ノ8表 年次有給休暇利用状況

区 分	合 計	好きなしきにとれる	好きなしきにとれない理由			無記入
			計	仕事が多	不明	
件 数	100.0 24	62.5 15	23.3 8	7	1	4.2 1

(4) 費 金

賃金の支払日についてみると、支払日の決まっている者は95.4%であり、賃金の受取人は95.4%が本人自身となつてゐるが、2人だけは両親が受取人となつてゐた。

調査年少労働者の賃金の総額は平均5579円で、昭和29年個人別賃金調査の19才未満平均賃金5061円よりは上廻つてゐる。調査産業の中で最も賃金額が高いものは機械器具工業で平均6118円、最も低いものは製材及び木製品工業で平均4994円であつた。

賃金から控除されている額は（控除者だけの平均）2639円で、主なものゝ食費、2345円、保険費268円等である。食費の平均2000円余りと云う額は、大体どの産業にも共通している。

次に年少者が実際に受取った賃金額についてみると、総平均は3261円で、最高は機械器具工業の平均4369円、最低は駄材及び木製品工業の平均2633円である。賃金階級別労働者数の比率は、2000円以上3000円未満22.9%、1000円以上2000円未満21.6%、5000円以上18.9%等の比率が高く、商店を主とした調査の2000円以上3000円未満28.6%、1000円以上2000円未満26.5%等の比率に比べると、やや高い賃金層に分布している。

住込と通勤では、実際に受取る賃金に差がみられるので夫々の賃金についてみると次のとおりである。

住込の実際に受取る賃金は3000円余りの食費を控除されているので、平均4298円で、賃金階級別の労働者数の比率は2000円以上3000円未満30.9%、1000円以上2000円未満29.1%等が高くなっている。

通勤の賃金は5400円で、5000円以上の者が68.2%を占めている。

物品の給与の有無についてみると、50%近くの者が物品を支給されていて、その大部分は衣類で、年間の見積平均額は3700円余りであった。

第19表 賃金の支払日

区 分	計	さ ま っ て い る				さ ま っ て い な い	総記入
		小 計	1 回	2 回	その他		
件 数	100.0 79	97.8 77	58	19	-	1.3 1	1.0 1

第20表 賃金の受取者

区 分	合 計	直接受 けとる	委託受け とらない
件 数	% 100.0 79	97.5 77	2.5 2

第21表 平均賃金（続前）単位円

産 業 区 分	平 均 賃 金
合 計	(68) 5,597
金 属 工 業	(13) 5,596
機 械 器 具 工 業	(21) 6,118
紡 織 業	(18) 5,523
駄材及び木製品工業	(16) 4,998

注 平均は記入実平均である。

() は人員である。

第22表 賃金からの控除額内訳（平均額）

産業	区分	計	食費	健康費	税	被服費	その他	貯金
合 計	(50)	2,839	(6)	(14)	(4)	(1)	(2)	(1)
			262	134	1,000	850	300	
金属工業	(1)	2,625	(6)	(3)				
			310.3	317				
機械器具工業	(12)	2,598	(9)	(3)	(2)	(1)	(2)	
			3,278	200	160	1,000	775	
紡織業	(10)	2,710	(4)	(6)	(1)			(1)
			2,357	233	71			300
農林及び水産品工業	(9)	2,603	(9)		(1)		(1)	
			3,556		144		1,000	

注 平均は記入実平均である。

() は人員である。

第23表 実際に受取る賃金（分布、平均）

計（住込＋通勤）

産業	区分	計	1,000円未満	1,000円以上 2,000円未満	2,000円以上 3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上	平均賃金	基記入
合 計	(50)	100.0	14	21.6	22.9	17.6	17.6	18.9	2,261	5
		74	1	16	17	13	13	14		
金属工業	12			4	4	6	1	3	3,022	3
機械器具工業	20	1	1	2	3	5	6	4,369	1	
紡織業	19		3	7	4	4	1	2,884		
農林及び水産品工業	17		8	4		3	2	2,633		1

第24表 実際に受取る賃金（分布、平均）（住込）

産業	区分	計	1,000円未満	1,000円以上 2,000円未満	2,000円以上 3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上	平均賃金	基記入
合 計	(50)	100.0	12	28.1	30.9	20.0	16.4	12	2,298	1
		55	1	16	17	11	9	1		
金属工業	14			4	4	3	1		2,343	
機械器具工業	10	1	1	2	3	3			2,927	
紡織業	15		3	7	3	2			2,439	
農林及び水産品工業	16		8	4		3	1		2,422	1

第25表 実際に受取る賃金（分布、平均）（運動）

産業	区分	計	1,000円未満	1,000円以上 2,000円未満	2,000円以上 3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上	平均賃金	記入
合計		100.0 ⁴⁰ 19	-	-	-	10.5 2	21.1 4	68.4 19	5,400	4
金属工業		4				1		3	5,212	3
機械器具工業		10					2	8	4,553	1
紡織業		4				1	2	1	6,000	
製材及び 木製品工業		1						1	5,470	

第26表 物品の支給状況（調査一年間）

産業	区分	計	あり	支給物品（内容）					平均金額 （年間）	なし
				衣服	食料品	日用品	療育	その他		
合計		100.0 ⁴⁰ 79	49.4 39	3.1	4	4	3	3	(25) 3,764	50.6 40
金属工業		2.1	7	3		4	1	1	(4) 325	1%
機械器具工業		2.1	8	4	4		1	1	(2) 1,667	13
紡織業		1.9	1.6	1.6				1	(13) 4,813	3
製材及び 木製品工業		1.8	8	8			1		(18) 5,040	10

注 平均金額欄の（ ）は更張価格の記入ある者である。

(5) その他

イ. 食事の待遇

住込の年少労働者の食事は、96.4%のものが使用者の家族と同じ待遇を受けている。

ロ. 医療費の負担

年少労働者の病気、或いは怪我をした場合、その医療費を使用者が全部負担するもの49.5%、使用者がその一部を負担するもの16.5%、健康保険によるもの24.1%であるが、自分か全部負担するもの6.2%、不明のもの10.1%、がみられた。

第27表 食事の待遇

区 分	計	使用者の家族 に同じである	家族と別である	そ の 他
件 数	100.0% 55	96.4 53	26 2	-

第28表 医療費の負担

産 業 区 分	計	自分か全 部負担する	使用者かそ の家族が負担する	使用者か全 部を補填する	その他 (健保)	不 明	記入入
合 計	100.0% 79	6.3 5	16.5 13	40.5 32	24.1 19	12.1 9	2.5 2
金属工業	21		5	7	2	7	
機械器具工業	21	3	1	9	6		2
紡 織 業	19	1	4	4	10		
製材及び木 製品工業	18	1	3	12	1	1	

5. 労働状況

製造業の小規模事業場で働いている年少者の労働状況は次のようなものであった。

(1) 経験年数

年少労働者の経験年数は1年以上2年未満のものが最も多く48.1%を占め、次は2年以上のもの22.8%、6ヶ月以上1年未満19.0%となつている。

これを商店を主とした調査と比べると、勤続年数のピークが長い方にズレている。

第29表 経験年数

産 業 区 分	計	3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上
合 計	100.0% 79	6.3 5	28 3	19.0 15	48.1 38	22.8 18
金属工業	21	3		1	11	6
機械器具工業	21	1	2	6	11	1
紡 織 業	19		1	4	9	5
製材及び木 製品工業	18	1		8	7	6

(2) 職種および作業内容

年々少のついでに職種はオの表のとおりで、金属工業では鍛冶上工、機械器具工業では旋盤工、紡織業ではミシン縫工、メリヤス加工工、服仕上工、製材及び木製品工業では家具組立工、木工、稚工等が多かつた。

作業の内容については、「軽い普通の仕事」という回答が々々々々で最も多く、「力のいる仕事」「速い仕事」等が各々ノナ%余りとなつてゐる。

産業別に回答の多い項目をひらつてみると、金属工業では「速い仕事」「軽い普通の仕事」、機械器具工業では「軽い普通の仕事」「力のいる仕事」、紡織業、製材及び木製品工業では「軽い普通の仕事」が挙げられてゐる。

仕事の指導については、「よく教えてくれる」が6人(々々%)「普通」々人。(々々%)で「あまりよく教えてくれない」と答へたものは1人だけであつた。

第3の表 産業別の職種

金属工業	労働者数	機械器具工業	労働者数	紡織業	労働者数	製材及び木製品工業	労働者数
合 計	100.0 21	合 計	100.0 21	合 計	100.0 19	合 計	100.0 18
バケツ製造工	2.1 1	旋盤工(総計)	22.9 5	ミシン縫工	21.1 4	家具組立工 (合見習)	20.7 7
機械部品製造工	2.1 1	研 磨 工	2.5 2	メリヤス加工工 (合見習)	21.1 4	木 工	16.7 3
伸 縮 工	2.1 1	溶 接 工	2.5 2	服仕上工	21.1 4	折箱製造工	2.6 1
金具の金具製造工	2.5 2	鋸 引 工	2.1 1	メリヤス裁断工	10.5 2	製材搬運	2.6 1
曲 切 工	2.1 1	填 物 工	2.1 1	製 帽 工	10.5 2	事 務 員	11.1 2
旋盤見習工	2.1 1	へら鉋り工	2.1 1	糸 巻 工	2.2 1	販 売 員	2.6 1
製品仕上工	2.5 2	製品仕上工	2.5 2	稚 工	10.5 2	稚 工	16.7 3
鍛 冶 上 工	18.2 3	排 気 工	2.1 1				
プレス工	2.5 2	稚 工	2.1 1				

ろくろ工	4.8 1	不明	22.8 5				
雜工	4.8 1						
不明	22.8 5						

第3ノ表 作業の内容

産業	計	力強い仕事	速い仕事	ひたすら つねに仕事	多い普通 の仕事	その他	無記入
合計	100.0 91	16.5 15	15.4 14	11.0 10	42.4 45	6.6 6	1.1 1
金属工業	26	11	10	5	7		
機械器具工業	26	7	2	5	9	1	
紡織業	21	1	2		15	3	
製材及木製品工業	18	3			14		1

第3ノ表 仕事の指導

産業	計	よく教える	普通	あまりよく 教えてくれない	無記入
合計	100.0 79	40.5 36	51.9 41	1.3 1	1.3 1
金属工業	21	8	13		
機械器具工業	21	6	14	1	
紡織業	18	10	8		
製材及木製品工業	18	1.2	5		1

(3) 作業環境

作業環境について至少労務者の回答を集計すると、最も多いのは「作業場が狭い」23.7%で、次は「作業場がそろそろしい」15.8%、「作業場にほこり、風気、ガス等がひどい」14.9%、「作業場の整頓がよい」12.2%等で建物、設備の不備に関するものが多く、大規模事業場と比べ、労働環境が良くないことが明らかである。

第33表 休 業 場 所

区 分	計	(1) 衣 装工場 を 使 つ て い る	(2) 衣 装工場 を 使 つ て い る 他	(3) 衣 装工場 を 使 つ て い る 他	(4) 衣 装工場 を 使 つ て い る	(5) 衣 装工場 を 使 つ て い る	(6) 衣 装工場 を 使 つ て い る	(7) 衣 装工場 を 使 つ て い る	(8) 衣 装工場 を 使 つ て い る	(9) 衣 装工場 を 使 つ て い る	(10) 衣 装工場 を 使 つ て い る	(11) 衣 装工場 を 使 つ て い る	其 他
合 計	1000 114	70 8	29 9	29 1	27 27	122 14	70 3	149 17	24 5	23 6	25 15	29 1	29
縫製工業	37	3	4		10	2	2	3	3	2	8		4
機械器具工業	41	1	4		8	7	4	9		1	6		4
紡織業	9				2	1		3	1		2		15
製材及び 木製品工業	27	4	1	1	6	4	2	2	1	3	2	1	6

(4) 業務外の仕事について

小規模事業場であり、又仕込の者が多いためか多少労働者で業務以外の仕事をさせられる者が多く男子は34.8%、女子は50.0%が業務外の仕事に使用されている。仕事の内容は主として使走り、掃除、新割り等である。

第34表 業務外の仕事の有無

区 分	計			有									無		
	計	男	女	小 計			言つけられる			自分で進んでやる			計	男	女
合 計	1000 79	1000 69	1000 10	267 29	348 24	300 5	21	17	4	8	7	1	633 50	652 45	500 5
縫製工業	21	21		6	6		6	6					15	15	
機械器具工業	21	20	1	10	9	1	6	5	1	4	4		11	11	
紡織業	19	11	8	10	6	4	3	5	3	2	1	1	9	5	4
製材及び 木製品工業	18	17	1	3	3		1	1		2	2		15	14	1

第35表 東京市の仕事の内容

男 女	区 分	合 計	掃 除	供 送	新 製	瓦 呂	風 入
計		100.0 29	24.1 7	34.6 10	10.3 3	6.9 2	24.1 7
男		24	5	9	3	2	5
女		5	2	1			2

(5) そ の 他

小規模事業場で働く年少者の生活と時間的側面から見ると、起床時刻は午前7時～8時、34.4%、6時～7時、39.2%で、6時～8時の間に大部分の者が起床している。又就寝時刻は午後10時～11時、36.0%、9時～10時、34.2%で、9時～11時の間に多くの者が就寝しているが、11時以後に就寝する14%近くの者については考慮の余地があるものと懸われる。

商店の調査の場合は早朝、深夜に起床、就寝する者もみられたが製造業の場合は、全体的に起床時刻は早い。大多數の者が大体正常な時刻に起床、就寝を行っていた。

第36表 起床時刻

産 業	区 分	計	5時 ～6時	6時 ～7時	7時 ～8時	8時以後	無 定 入
合 計		100.0 29	13 1	39.2 31	34.6 43	3.8 3	1.3 1
金 属 工 業		21		3	15	3	
機 械 工 業		21		11	9		1
紡 織 業		19	1	7	11		
製 粉 及 び 水 産 品 工 業		10		10	8		

「適当な学校が近くにない」「事業主が許さない」等である。

学校に行きたくないと答えた人のものについては、「随分嫌いだ」が半数以上を占めているが「疲れる」と答えたものが3人みられた。

第37表 通学状況

区分 産業	合 計			行っている			行っていない		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
合 計	100.0 79	100.0 69	100.0 10	10.1 8	8.7 6	20.0 2	89.9 71	91.3 63	79.0 8
金属工業	21	21		2	2		19	19	
機械器具工業	21	20	1	4	4		17	16	1
紡織業	19	11	8	2		2	17	11	6
製材及木工 品工業	18	17	1				18	17	1

第38表 学校の種類別の通学状況（通学者）

区分 産業	計			定時制高等学校			各種学校			技能養成学校		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
合 計	100.0 9	100.0 6	100.0 2	50.0 4	66.6 4		33.3 3	16.7 1	100.0 2	12.5 1	16.7 1	
金属工業	2	2		2	2							
機械器具工業	4	4		2	2		1	1		1	1	
紡織業	2		2				2		2			
製材及木工 品工業												

第39表 通学希望の有無（非通学者）

注 理由は重複するものゝ計には一致しない。

区分 産業	計	行きたいか行かない							行きたくない				
		小計	理由が 不明	事業主が 許さない	通学が 遠い	学校が ない	その他	その他	小計	理由が 不明	理由が 不明	その他	その他
合 計	100.0 71	66.6 43	11	5	8	13	9	2	34.4 28	15	10	3	1
金属工業	19	11	3	2	2	2	3	1	8	5	2	1	
機械器具工業	17	11	4	1	3	3	2		6	5	1	1	
紡織業	17	9	2	2	1	2	1	1	8	3	3	1	1
製材及木工 品工業	18	12	2		2	6	3		6	2	4		

ク 年少労働者の意見（感想）

年少労働者の仕事に対する感想は、「早く一人前の取人になりたい」という回答が最も多く45.6%を占め、「仕事が面白い、楽しい、好きだ」等の回答は22.9%。「辛い、面白くない」等の回答は6.3%（3人）であった。

年少労働者が使用者に希望することは、「給料がもっと欲しい」45.6%、「休日かほしい」22.9%等が主なもので、労働条件、労働環境に関するものが殆んどであった。この回答は小規模事業場の特徴を示しているので列挙すると、「設備をよくしてほしい」「明るい職場をのぞむ」「自由な時間ほしい」「就業時間をはっきりしてほしい」「人質を留めてほしい」「運動施設がほしい」等がある。

次に、小規模事業場の年少労働者の定着性は低いと云われているので、現在働いている事業場で将来も継続して勤める意志があるかと云う点についてみると、「ずっとつとめる」と答えたものが44人60.9%で、「もつとよいところがあったらかわりたい」と答えたものは、17人23.5%で、この調査では、製造業の小規模事業場の年少労働者は移動の意志が少いと言う結果がでているが、この点については調査業の不備ではないかとの疑問がもたれる。

第々々表 仕事に対する感想

産 業 区 分	計	面白い、楽しい	別にはい	つらい、面白くない	早く一人前の取人になりたい	不 明	就 業 入
合 計	100.0% 29	22.9 22	2.9 7	6.3 5	45.6 36	2.5 2	2.9 7
金属工業	21	9	2	1	9		
機械器具工業	21	6	1	2	9		4
紡 織 業	19	4	1	1	13		
製材及木製品工業	18	3	3	1	6	2	3

第43表 使用者に対する希望

産業区分	計	給料から 上げたい	休日か 欲しい	設備をよ くしてほしい	明確な取 組をほしい	自由な外 出をほしい	就業時間 を短縮して ほしい	人量増加 希望	運動施設 をほしい
合 計	100.0 55	45.5 25	27.3 15	9.1 5	7.3 4	5.5 3	1.8 1	1.8 1	1.8 1
金属工業	19	10	5	2	1	1			
機械器具工業	15	5	6	1		2	1		
紡 織 業	2	5			2			1	
製材及び 木製品工業	13	5	4	2	1				1

第44表 経理勤務の希望

産業区分	計	おどろかし たい	おどろかし たい	不 明	愚 入
合 計	100.0 79	62.3 54	21.5 17	5.1 4	5.1 4
金属工業	21	13	5		3
機械器具工業	21	10	9	1	1
紡 織 業	19	16	2	1	
製材及び 木製品工業	18	15	1	2	

五 調 査 表

初く年少者の実態調査票（事業場）

1. 業 種

2. 事業場名

3. 主な生産品

4. 所 在 地

5. 労働者数

区 分	計	男	女
総 数			
年 少 者			

6. 給 与

(1) 賃 金 範 疇

(イ) 月 給 制

(ロ) 日 給 制

(ハ) そ の 他

7. 賃 金 構 成

[例]

賃金 — 基本賃金
 家族手当
 時間外手当

年令、学歴、能力で決定する

1ヶ月/人400円、2人以上200円

基準法通り

8. 給 与 総 額

区 分	支給労働者数			現金給与総額			一人平均給与額		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
総 数									
年 少 者									

註. 1. 前月分

2. 所得税等法令による控除又は購買代会等書面による協定がある場合等の控除がなされない以前の総額をいう。

9. 給与から控除されるもの

(1) 税 金

(4) 食 費

(2) 健 康 保 険

(5) その他の経費

(3) 失 業 保 険

10. 使用年少者の軍令証明書を備付けていますか。

(1) いる (2) いない (3) 为什么呢 ()

11. 生活施設

(1) 種類

- 労働者の寄宿舎として独立の棟がある。
- 事業主の住居内に一定の部屋がきめてある。
- 事業場内に特定の部屋がきめてある。
- その他

(2) 居室の広さ

区 分		合 計
寮		
人		

注) 1. 一室ごとに区別を設け、男女別に記入する

2. 使用者又は家族が同居している場合には、その人数を()
で記入する(内数)

12. 保険の加入状況

区 分	入っている	入っていない	入っていない理由
労災保険			
火災保険			
健康保険			

注) 該当欄に○印をつける。

13. 年少者の教育指導方針(現行行っていること及び将来の方針等について具体的に記入する)

働く年少者の実態調査票 (個人)

1. 軍令(簿) 文 性別 男、女

2. あなたの出身学校は次のどれにあたりますか。

小 学 校 }
中 学 校 } 不 詳 中 途

定時制高校 }
 高等学校 } 中 退

8. あなたは今学校又は技能者養成施設等に行っていますか。

(1) 行つている。

定時制高等学校
 各種学校
 技能者養成施設
 その他

(2) 行つてない

(1) 行きたいが行けない

- ☐ 時間がない ☐ つがれる
☐ 事業主が許さない ☐ 家計が苦しい
☐ 適当な学校が近くにない ☐ その他 ()

(2) 行きにくい

なぜですか ()

9. あなたはここにつとめる前に他のところにつとめたことがありますか

(1) ある どんな仕事 ()

(2) ない

10. なぜ前のつとめ先をやめましたか (つとめたことのある人について)

- (1) 賃金が安いから (2) 仕事が好きでなくつとめから
 (3) つとめ先が悪いから (4) やめさせられた、なぜ ()
 (5) 病気になつたから (6) その他 ()

11. あなたはどうしてここに勤めるようにはりましたか

- (1) 学校から紹介されて
 (2) 安定所を通して
 (3) ここの事業主と親戚である
 (4) 知人に紹介された
 (5) 自分でみつけた
 (6) その他 ()

12. あなたはここに勤めておらどの位になりますか (満) 年 月 日

13. 使用者と誰とが労働契約をしましたか。

14. あなた以外の方が使用者と契約をした場合あなたに意見を求めましたか。

- (1) 意見を求められた。 ○同意した
○同意しなかった

(2) 意見を求められなかった

10. 労働契約はどのようにしましたか。

(1) 書面によつて契約した

(2) 口頭でした。

11. その労働契約でどんなことを決めましたか

12. あなたは住込みですか。それとも通いですか。

(1) 住 込

(2) かよい

13. 食事はどんな待遇ですか

(1) 使用者の家族と同じである

(2) 家族と別である

(3) その他 ()

14. あなたは昨日何時におきて何時にぬましたか (昨日が休日の場合は一昨日)

1. 起床 午前 時 分

2. 就寝 午後 時 分

15. あなたの仕事の名前は、

16. あなたはどのようなことをしていますか (機械、取扱つてゐる材料、製品名等をあげて具体的にかく)

17. 仕事を教へるのに使用者や、その他の取扱の人は親切に教えてくれますか。

(1) よく教へる

(2) 普通

(3) あまりよく教へてくれない

18 あなたは仕事に興味のないことをすることがありますか。(例えば家事)

- ある ○ 言いつけられる
 ○ 自分から進んでやる
 ○ それは主としてどんな事ですか()

○ ない

19 あなたの作業場には次のようなことがありますか(該当のものに○印をつける)

- (1) 危い機械や工具を使っている。
(2) 機械器具その他の設備がよくない
(3) 材料又は取扱つてゐるものが不適當である(重すぎるなど)
(4) 作業場が狭い
(5) 作業場の整頓がよくない
(6) 作業場が暗い
(7) 作業場にほこり、蒸気、ガス等かひどい
(8) 作業場が暑い
(9) 作業場が寒い
(10) 作業場がそおぞかしい。
(11) その他()

20 あなたのしている仕事は次のどれにあたりますか(該当するものに○印をつける)

- (1) 力のいる事
(2) 速い仕事
(3) ひどく気を張つてする仕事
(4) 軽い普通の仕事
(5) その他()

21 あなたは仕事についてどういふように感じていますか

22 毎日仕事を始める時刻と終る時刻はさめられていますか。

- (1) きめられている 午前 時 分 午後 時 分
(2) いない

23 昨日実際に仕事を何時に始め、何時までやりましたか。(昨日が休み
の場合は一昨日)

午前 時 分 午後 時 分
(時間 分) (拘束時間)

24 上に書いた時間は昨日にだけですか、それとも大体毎日ですか。

(1) 昨日だけ (2) 時々ある

(3) 毎日大体同じである。

25 休憩時間はきめられていますか。

(1) 決められている 時 分 (一日の休憩時間の合計)

(2) 決められていない

(3) 自分の仕事の都合によつて勝手にやすむ

(4) 仕事の都合によつてみんなと一緒にやすむ

(5) 全然やすまない

(6) その他 ()

26 休憩時間中は充分休めますか

(1) 休める

(2) 休めない なぜ ()

27 公休日は決められていますか

(1) きめられている 週 回 月 回

(2) きめられていない

28 年次有給休暇はありますか

(1) な い

(2) あ る (年間 日)

29 その休暇は好きなときにとれますか。

(1) とれる

(2) とれない なぜ ()

30 賃金は直接あなたが受取りますか。

(1) 直接受けとる

(2) 直接受けとらない。誰が受けとりますか ()

31 賃金の支払日は決つていますか。

(1) きまつている 月 回

(2) きまつていない

32 先月分のあなたの賃金はいくらでしたか(食費やその他の雑費をひ
かれる前の賃金の総額のこと)

33. 先月分の賃金からみんなどでいくら差引かれましたか（内訳として項目、金額を記入する）
34. 先月分の賃金はいくらもらいましたか（手取り）
35. 実物給与として何か品物をもらったことがありますか（過去一年間、一年に満たないものはその期間内において）
- (1) あ り ○ 品 名 () ○ 回数 ()
 ○ 見積価格 ()
- (2) な し
36. けがをしたり、病変にかかった時の治療費は誰が出しますか
- (1) 自分の全部負担する
(2) 使用者がその一部を負担する
(3) 使用者が全部を負担する
(4) そ の 他 ()
37. あなたは今のごとこにこれからずっと勤めるつもりですか。
- (1) ずっとつとめる
(2) もっとよいところがあつたらかわりたい
(3) やめたい
(4) そ の 他 ()
38. あなたは使用者に対してどんな事を望みますか。
(例、休日をもっとほしい。給料をもっとあげてほしい)

製造業の小規模事業場実態調査正誤表

頁	訂正箇所	誤	正
2	下から6行目	2498円	平均2498円
3	6(28)目から38目	失業保険	失業保険
5	(1)28目と58目	時給外手当	時給外手当
6	才5表	月給及日給	月給及日給
7	才7	健康保険	健康保険
8	才11	"	"
10	才58目	「意	「意
11	才12表	9時以内同	9時以内以上
12	才14	機械器具工業	機械器具工業
12	才15	その位	その他
15	才22 食費	(40)3.345	(8)3.163
18	才30	4.8	4.8
22	才5	(4)病気—	(5)病気—



GAa1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来図



00763063